

会 議 録

会議名	令和元年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会		
事務局	市民部経済課産業振興係		
開催日時	令和元年10月28日(月) 午前9時30分～午前11時00分		
開催場所	小金井市商工会館2階小会議室		
出席者	委員	濱野智徳、益田あゆみ、田頭寿晃、小林功、小野克博、西田剛	
	その他	なし	
	事務局	高橋啓之 経済課長 鈴木拓也 産業振興係長 津田理恵 産業振興係主任	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・不可・(一部不可)	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

令和元年度 第1回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：令和元年10月28日（月）

午前9時30分～

場 所：商工会館2階小会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出
- (2) 会議録の取扱いについて
- (3) 平成30年度融資あっせん・実行状況について
- (4) 令和元年度融資あっせん・実行状況について
- (5) 経営安定化緊急資金について
- (6) その他

3 閉 会

配布資料

- 資料1 小金井市小口事業資金融資あっせん条例・施行規則 抜粋
- 資料2 会議録の取扱いについて
- 資料3 平成30年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果集計(月別)
- 資料4 令和元年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果集計(月別)
- 資料5 小口事業資金に係る予算の執行状況について（平成29年度～令和元年度）
- 資料6 平成30年度条例改正により新設した資金及び要件緩和を受けた申込の状況
- 資料7 経営安定化緊急資金の取扱いについて
- 資料8 セーフティネット保証5号について

1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

本日、委員6名中6名の出席を得ている。小口事業資金あっせん条例施行規則第5条に基づき、令和元年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会会議が成立していることを報告した。

2 議 事

(1) 会長及び副会長の選出

当該職の選出にあたり、経済課長が議事の進行を行い、小金井市小口事業資金融資あっせん条例第7条第6項の規定に基づき、濱野委員を会長に、益田委員を副会長に選出することで委員全員が賛成し決定した。

以降の議事進行を会長が行うこととなった。

(2) 会議録の取扱いについて

事務局： 別添資料2をもとに会議内容の記録方法等について説明し、今期の取扱いについて諮った。

従前どおり、会議内容の要点記録とし、発言者名の記載を省略する形式とすることで異議なし。

(3) 平成30年度融資あっせん・実行状況について

(4) 令和元年度融資あっせん・実行状況について

事務局： 平成30年度及び令和元年度（令和元年9月末日現在）の状況について資料3・資料4をもとに、申請件数及び資金種別、業種別、経営組織別の実行件数等を説明。続いて資料5をもとに平成29年度から令和元年度第I・四半期までの保証料補助金及び利子補給金に係る予算の執行状況について報告を行った。次に資料6をもとに平成30年度条例改正により新設した資金及び要件緩和を受けた申込の状況を説明した。

質疑応答は以下の通り。

委員： 今年度申込件数が伸びているが、広報の方法を変更したか。

事務局： 昨年度から変更したことはない。

委員： 消費税増税の影響により、借換資金の申込が増えてくるのではないかと予想していたが、まだ数字には表れていない。今後、申込が増加するなどにより、予算が不足した場合、補正予算対応等は考えているのか。

事務局： 補正予算、流用による対応のほか、今年度の申込を打ち切ることも検討する。また、平成30年度に新設した借換資金については保証料補助を行わないため、その分から補填されることも想定される。執行状況の推移を見ながら検討する。

委員： 申込を打ち切る場合、審議会を開催するか。

事務局： 審議会を開催するかについては未定であるが、基本的には市の政策判断であると考えている。

委員： 条件緩和により中小企業にとって使いやすくなったと思う。それは数字にも表れているので、引き続き周知を進めてほしい。

委員： 増加傾向にあるということは、開業する事業者が増えているとか、資金が不足する事業者が増えているなどの理由があると思われるが、現場での感触はいかがか。

事務局： 設備資金の平均申込額が年々減ってきており、借換も含め運転資金が件数、申込額ともに増えていることから、新たな設備投資を行うよりは、現状維持に充てる資金に利用されていることが考えられるため、事業を維持するための資金が不足している事業者が増えているのではないかと思う。

会長： 開業資金が減っているようなので、手厚く広報を実施するとよい。

保証料補助金は予算残額があるため、借換資金にも保証料補助を行うことを検討してもよい。

平成30年度新設の借換資金や、住所要件の緩和について、順調に申込が増えていることがわかったので改正してよかったと思う。

事務局： 借換資金については、既存融資から継続する資金なので、保証料を補助していない。なお、借換資金実行時に既存融資の保証料が返還された際に、保証料補助金の返還は求めている。

(5) 経営安定化緊急資金について

事務局： 資料7をもとに、経営安定化緊急資金融資あっせん制度について説明し、今後の取扱いについて事務局で検討したいため、委員から意見を伺いたい旨を説明した。

質疑応答は以下の通り。

委員： 緊急というところに着目し、売上減少率よりも利子補給の利率を検討してはいいかがか。売上減少率は今のままだでもよいのではないか。

委員： 償還期間を5年等に伸ばすことができれば、便利になると思う。これまで、売上減少率が緊急資金の要件に合致していても、償還期間が希望に沿わず、緊急資金以外の資金を利用していた事業者がいたと考えられる。償還期間を延長すると、そういった事業者からの緊急資金の申込が増えると思う。

会長： 現行の制度で一番ネックになるのは、償還期間3年であると思われるので資料7のB案がよいと思う。また、売上減少率が81%という極端な数字があるが、売上の計上方法を変えた等で減少した場合は、趣旨と反すると思う。これまでは請求書ベースで計算していたが、出荷ベースにしたなど、売上の計上方法を変えていないかを調べた方がよい。

委員： 税込か税抜かでも差が生じる可能性がある。

事務局： 減少率は、確定申告の法人概況説明書の月別売上金額や、事業者が定期的に記録している帳簿等を確認している。事業者により異なるため、できれば統一的な様式があるとよいかもしれない。

委員： 白色申告の場合、売り上げはカレンダーやノートにつけてもよいこととなっている。基本的には白色申告なので、統一的な様式を求めるのは難しいと思う。売上減少率はある程度操作できる可能性もあるので、そこはあまり確認する必要はなく、緊急資金というメニューが存在することが大事だと思う。償還期間を延長してしまうと、緊急資金以外の資金から緊急資金に流れて行ってしまうので、緊急資金以外の資金と同じにする必要はないと思う。

事務局： もともと、売上減少率は操作できる部分があるので、ある程度厳しくできないか、また、償還期間3年というのは緊急であるからこそ厳しいのではないかという話があり、予算の制約も踏まえながら、厳しくする部分と緩和する部分のバランスをとり、償還期間を5年に延長し、売上減少率を5%に上げるとい

う案を出した。26市の状況を見ると、売上減少率を比較する期間はおおむね3か月または1年で、それを小金井市だけを変えるのはバランスが悪いかなと思っている。

また、償還期間及び金額を変更する場合は条例改正が必要である。

会 長： 条例改正する場合に、今のような質問がでるかもしれないので、売上減少率の確認の際に計上方法を変更していないかを確認するなどの規定があるとよいと思う。

(6) その他

セーフティネット保証5号について

事務局： 資料8をもとにセーフティネット保証5号の概要及び小金井市における令和元年度（令和元年9月30日現在）の認定申請件数について報告を行った。

3 閉 会

小金井市小口事業資金融資審議会委員名簿

令和元年10月28日現在

(委 員)

選出区分		氏 名	職 名
1号委員	学識経験者	濱 野 智 徳	公認会計士 税理士
1号委員	学識経験者	益 田 あゆみ	税理士
1号委員	学識経験者	田 頭 寿 晃	小金井市 商工会 課長
1号委員	学識経験者	小 林 功	小金井・国分寺国立 民主商工会 事務局長
2号委員	特定金融機関を代表する者	小 野 克 博	多摩信用金庫 小金井支店 お客さまサービス課長
3号委員	商工担当部長	西 田 剛	小金井市 市民部長

(事 務 局)

高 橋 啓 之	小金井市市民部	経 済 課 長	
鈴 木 拓 也		経 済 課	産業振興係長
津 田 理 恵			産業振興係主任

小金井市小口事業資金融資あっせん条例 (抜粋)

平成 11 年 6 月 28 日

条例第 25 号改正

(審議会)

第 7 条 融資あっせんに関する重要事項を審議するため、市長の附属機関として小金井市小口事業資金融資審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員 6 人をもって組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

(1) 学識経験者 4 人

(2) 特定金融機関を代表する者 1 人

(3) 商工担当の部長 1 人

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

6 審議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

9 審議会に、特別の事項について審議するため、臨時に委員を置くことができる。

10 前項に定める臨時の委員は、市長が任命又は委嘱する。

11 審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定めるものを除くほか、会長が別に定める。

小金井市小口事業資金融資あっせん条例施行規則 (抜粋)

平成 11 年 6 月 28 日

規則第 30 号

(審議会の招集等)

第 5 条 審議会は、必要の都度会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の者の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員全員の一致によって決する。

4 臨時委員は、議決権のみを有し、開議のための定足数に算入されず、また、会長及び副会長の選任権をも有しない。

5 審議会の庶務は、商工担当課において処理する。

会議録の取扱いについて

1 会議録の取扱い根拠について

小金井市市民参加条例（条例第27号平成16年4月1日施行）第7条第1号で規定されています。

市は、市民参加と協働の前提となる情報公開について、その手段の拡充を図らなければならないこととし、市民との情報の共有を図るため「会議録の公開」を定めています。

（情報公開手段の拡充）

第7条 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。

- (1) 会議録の公開
- (2) 広報紙等の拡充
- (3) 情報公開施設の拡充
- (4) 通信等情報伝達手段の充実

2 会議録作成の基本方針について

小金井市市民参加条例を受けて、小金井市市民参加条例施行規則で定めています。

（会議録作成の基本方針）

第5条 条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

（会議録の記載事項）

第6条 会議録（様式）には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第11号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称（附属機関等名）
 - (2) 事務局（担当課）
 - (3) 開催日時
 - (4) 開催場所
 - (5) 出席者
 - (6) 傍聴の可否
 - (7) 傍聴者数
 - (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
 - (9) 会議次第
 - (10) 会議結果
 - (11) 発言内容・発言者名
 - (12) 提出資料
 - (13) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

3 会議録の公開方法について

小金井市市民参加条例施行規則で規定しており、情報公開コーナー、議会図書室、図書館本館に設置するほか、市ホームページに掲載しています。

(会議録の公開の方法)

第7条 条例第7条第1号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

4 前期の会議録の取扱いについて

(1) 作成方法

会議内容の要点記録とし、発言者名の記載を省略する形式を取りました。

(2) 内容確認

会議録案を全ての委員に郵送し、修正・加筆していただき了解を得たうえで、上記の公開方法により公開しました。

平成30年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果 集計(月別)

平成30年度申込実績(平成31年3月31日現在)

(金額:万円)

月・区分 資金種別	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
	A 運転資金	6	2,150	5	1,050	6	2,420	12	4,830	2	450	6	2,150	6	1,540	9	2,634	4	1,600	6	1,660	3	1,000	4	1,139	69	22,623
B 設備資金			2	610	1	130			2	326	1	734	2	980	3	1,223	2	502	1	515			2	250	16	5,270	
C 特別設備資金																									0	0	
D 開業資金							3	1,201					2	550			1	130			2	587			8	2,468	
E 商店街等振興資金																									0	0	
H 経営安定化緊急資金			1	300	1	300							1	300	1	300				2	450					6	1,650
J 運転資金に係る借換資金	3	1,330	2	1,100			2	815	1	600	2	800			2	750			1	250	1	400			14	6,045	
K 設備資金に係る借換資金																									0	0	
合計	9	3,480	10	3,060	8	2,850	17	6,846	5	1,376	9	3,684	11	3,370	15	4,907	7	2,232	10	2,875	6	1,987	6	1,389	113	38,056	

平成30年度あっせん結果

あっせん結果	融資実行		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	減額実行を含む		8	2,580	10	3,060	7	2,550	16	6,146	4	1,150	7	2,684	10	3,120	13	4,202	6	1,632	9	2,375	4	1,287	4	1,089	98	31,875
	実行率	件数ベース		88.9%	100.0%	87.5%	94.1%	80.0%	77.8%	90.9%	86.7%	85.7%	90.0%	66.7%	66.7%	86.7%												
		金額ベース		74.1%	100.0%	89.5%	89.8%	83.6%	72.9%	92.6%	85.6%	73.1%	82.6%	64.8%	78.4%	83.8%												
	否決					1	300	1	500			2	1,000	1	250			1	600	1	300			1	50	8	3,000	
	辞退		1	600					1	26			2	700					2	700	1	250			7	2,276		
未回答																									0	0		

*網掛け部分はあっせん結果確定分

令和元年度第1回 審議会資料

平成30年度小口事業資金融資あっせん申込集計(項目別)

1 資金種別

金額:万円

区分	件数	金額
A 運転資金	69	22,623
B 設備資金	16	5,270
C 特別設備資金	0	0
D 開業資金	8	2,468
E 商店街等振興資金	0	0
H 経営安定化緊急資金	6	1,650
J 運転資金に係る借換資金	14	6,045
K 設備資金に係る借換資金	0	0
合計	113	38,056

2 業種別

金額:万円

区分	件数	金額
1 建設業	22	8,225
2 製造業	7	2,325
3 運輸・通信業	1	130
4 卸売業	20	7,324
5 小売業	12	4,441
6 飲食業	5	2,100
7 不動産業	15	5,230
8 サービス業	29	7,181
9 その他	2	1,100
合計	113	38,056

※その他内訳…福祉サービス事業、アニメーション制作

3 経営組織別

金額:万円

区分	件数	金額
1 個人	39	10,008
2 有限会社	35	12,909
3 株式会社	37	14,539
4 特定非営利活動法人	1	100
5 合同会社	1	500
6 その他	0	0
合計	113	38,056

4 借入履歴別

金額:万円

区分	件数	金額
1 初	36	13,114
2 2回目	13	3,291
3 3回目	15	4,750
4 4回目	11	3,490
5 5回目	14	5,380
6 6回目以上	24	8,031
合計	113	38,056

5 代表者住所・事業所地別

区分		小金井市 件数	市外 件数	合計 件数
A 運転資金	代表者住所	55	14	69
	事業所地	67	2	69
B 設備資金	代表者住所	16	0	16
	事業所地	16	0	16
C 特別設備資金	代表者住所	0	0	0
	事業所地	0	0	0
D 開業資金	代表者住所	7	1	8
	事業所地	8	0	8
E 商店街等振興資金	代表者住所	0	0	0
	事業所地	0	0	0
H 経営安定化緊急資金	代表者住所	6	0	6
	事業所地	5	1	6
J 運転資金に係る借換資金	代表者住所	14	0	14
	事業所地	14	0	14
K 設備資金に係る借換資金	代表者住所	0	0	0
	事業所地	0	0	0
合計	代表者住所	98	15	113
	事業所地	110	3	113

*平成31年3月31日現在の数値を表示

令和元年度第1回 審議会資料

令和元年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果 集計(月別)

令和元年度申込実績(令和元年9月30日現在)

(金額:万円)

月・区分 資金種別	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額											
A 運転資金	4	750	5	2,300	7	2,695	6	1,950	3	1,300	10	3,312														35	12,307
B 設備資金	1	180	1	78	1	120	1	180	2	994	3	1,178														9	2,730
C 特別設備資金																										0	0
D 開業資金	1	200							2	328																3	528
E 商店街等振興資金																										0	0
H 経営安定化緊急資金			1	300							1	300														2	600
J 運転資金に係る 借換資金					2	900	2	700	4	2,000	3	1,120														11	4,720
K 設備資金に係る 借換資金											1	49														1	49
合計	6	1,130	7	2,678	10	3,715	9	2,830	11	4,622	18	5,959	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	20,934

令和元年度あっせん結果

あっせん結果	融資実行		減額実行を含む		件数ベース		金額ベース		否決		辞退		未回答		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
	実行率	100.0%	85.7%	90.0%	100.0%	81.8%	27.8%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	72.1%
金額ベース	100.0%	88.4%	86.1%	96.5%	83.5%	42.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	75.4%	
否決			1	495			1	600								2	1,095
辞退			1	200			1	164	2	800						4	1,164
未回答									11	2,659						11	2,659

* 網掛け部分はあっせん結果確定分

令和元年度第1回 審議会資料

資料4

令和元年度小口事業資金融資あっせん申込集計(項目別)

1 資金種別

金額:万円

区分	件数	金額
A 運転資金	35	12,307
B 設備資金	9	2,730
C 特別設備資金	0	0
D 開業資金	3	528
E 商店街等振興資金	0	0
H 経営安定化緊急資金	2	600
J 運転資金に係る借換資金	11	4,720
K 設備資金に係る借換資金	1	49
合計	61	20,934

2 業種別

金額:万円

区分	件数	金額
1 建設業	14	4,953
2 製造業	2	1,000
3 運輸・通信業	1	200
4 卸売業	4	1,700
5 小売業	5	1,800
6 飲食業	9	2,514
7 不動産業	6	1,889
8 サービス業	18	5,978
9 その他	2	900
合計	61	20,934

※その他内訳…造園業、美術品の販売・修復

3 経営組織別

金額:万円

区分	件数	金額
1 個人	27	7,429
2 有限会社	12	4,620
3 株式会社	20	8,105
4 特定非営利活動法人	0	0
5 合同会社	1	600
6 その他	1	180
合計	61	20,934

※その他内訳…医療法人社団

4 借入履歴別

金額:万円

区分	件数	金額
1 初	15	4,382
2 2回目	16	5,158
3 3回目	6	2,549
4 4回目	9	3,195
5 5回目	5	2,400
6 6回目以上	10	3,250
合計	61	20,934

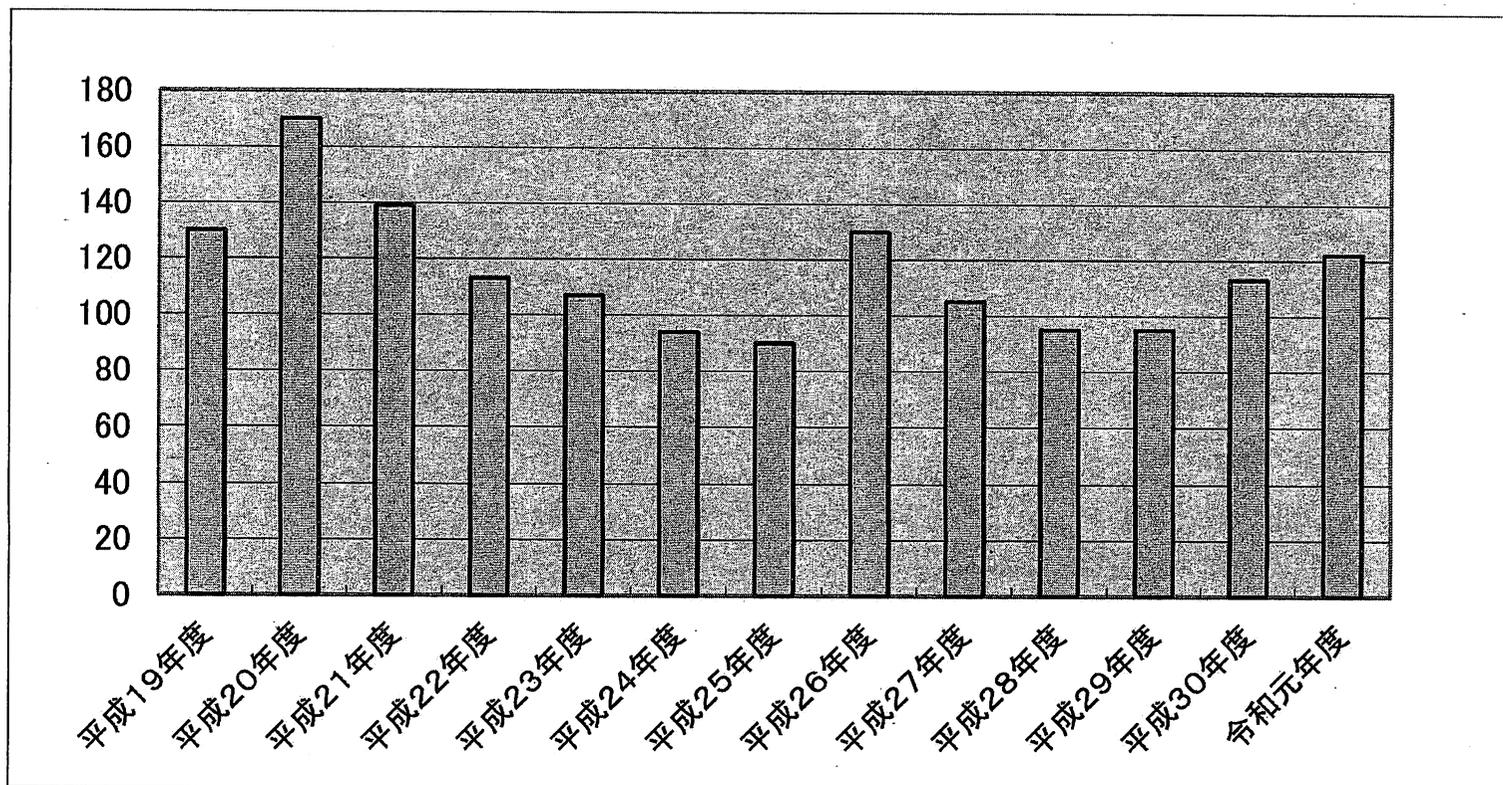
5 代表者住所・事業所地別

区分	小井井市 件数	市外 件数	合計 件数
A 代表者住所	27	8	35
運転資金 事業所地	33	2	35
B 代表者住所	8	1	9
設備資金 事業所地	8	1	9
C 代表者住所	0	0	0
特別設備資金 事業所地	0	0	0
D 代表者住所	3	0	3
開業資金 事業所地	3	0	3
E 代表者住所	0	0	0
商店街等振興資金 事業所地	0	0	0
H 代表者住所	2	0	2
経営安定化緊急資金 事業所地	1	1	2
J 代表者住所	7	4	11
運転資金に係る借換資金 事業所地	11	0	11
K 代表者住所	1	0	1
設備資金に係る借換資金 事業所地	1	0	1
合計 代表者住所	48	13	61
合計 事業所地	57	4	61

* 令和元年9月30日現在の数値を表示

令和元年度第1回 審議会資料

小口事業資金融資あっせん申込件数



年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
申込件数	130	170	139	113	107	94
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
90	130	105	95	95	113	122

※令和元年度は予想数 9月末申込計61件÷6月×12月≒122件

小口事業資金に係る予算の執行状況について（平成29年度～令和元年度）

保証料補助金

【平成29年度】

予算額：3,430,000円

第I四半期	773,087円(23件)
第II四半期	429,467円(18件)
第III四半期	558,730円(22件)
第IV四半期	881,620円(22件)
合計	2,642,904円(85件)

【平成30年度】

予算額：3,430,000円

第I四半期	762,248円(23件)
第II四半期	627,089円(21件)
第III四半期	752,590円(28件)
第IV四半期	291,211円(15件)
合計	2,433,138円(87件)

【令和元年度】

予算額：3,430,000円

第I四半期	426,276円(15件)
第II四半期	—円(—件)
第III四半期	—円(—件)
第IV四半期	—円(—件)
合計	426,276円(15件)

利子補給金

【平成29年度】

予算額：9,400,000円

第I四半期	2,067,901円
第II四半期	2,036,066円
戻入額	△5,964円 ※利子補給停止による
第III四半期	1,947,511円
第IV四半期	1,893,030円
合計	7,938,544円

【平成30年度】

予算額：9,400,000円

第I四半期	1,940,024円
第II四半期	2,010,108円
第III四半期	2,015,927円
戻入額	△400円 ※利子補給停止による
第IV四半期	2,001,425円
合計	7,967,084円

【令和元年度】

予算額：9,400,000円

第I四半期	1,948,921円
第II四半期	—円
第III四半期	—円
第IV四半期	—円
合計	1,948,921円

資料 6

平成30年度条例改正により新設した資金及び要件緩和を受けた申込の状況

1 運転資金にかかる借換資金申込状況

単位：万円

	返済中の運転資金がある事業者による運転資金 申込		運転資金にかかる借換資金 申込		合計	
	件数	申込額	件数	申込額	件数	申込額
A 平成29年度	22	6,564	—	—	22	6,564
B 平成30年度	24	6,039	14	6,045	38	12,084
AとBの比較	2	△ 525	14	6,045	16	5,520

2 設備資金にかかる借換資金申込状況

	返済中の設備資金がある事業者による設備資金 申込		設備資金にかかる借換資金 申込		合計	
	件数	申込額	件数	申込額	件数	申込額
A 平成29年度	2	464	—	—	2	464
B 平成30年度	5	1,226	0	0	5	1,226
AとBの比較	3	762	0	0	3	762

3 住所要件の緩和を受けた申込件数

	法人による申込(開業資金以外)		左のうち、代表者住所が小金井市及び近隣市以外	
	件数	申込額	件数	申込額
A 平成29年度	59	22,059	—	—
B 平成30年度	73	27,548	7	3,100
AとBの比較	14	5,489	7	3,100

1 概要

平成 11 年 7 月、小金井市小口事業資金融資あっせん条例の全部改正に併せて新設された資金メニューである。小金井市小口事業資金融資あっせん条例にて限度額及び償還期間、要綱にて売上減少率等の要件を定めて実施。

(1) あっせん対象要件

- ア 最近 3 か月又は 1 年間の売上高が前年同期と比較して 3%以上減少していること。
- イ 倒産した取引先の相手企業に、売掛金等回収困難な債権を有していること。

(2) 内容

- ア 申込限度額：300 万円 ※他の資金の総限度額とは別枠で申請が可能
- イ 資金使途：運転資金
- ウ 償還期間：3 年以内（据置 6 か月を含む）
- エ 市の貸付利子補給の率は、年利 1.7%を上限とし、借受人の負担利率の下限を年利 0.5%とする中で定める率とする。

2 緊急資金申し込み状況

- (1) 平成 28 年度 3 件（うち 1 件 200 万、残り 2 件 300 万円）
売上減少率 3.03%、9.2%、11.1%
- (2) 平成 29 年度 6 件（うち 150 万、190 万、200 万各 1 件、残り 3 件 300 万）
売上減少率 21.0%、18.76%、34.3%、4.6%、38.29%、8.2%
- (3) 平成 30 年度 6 件（うち 1 件 150 万、残り 5 件 300 万円）
売上減少率 8.81%、4.26%、9.6%、7%、81%、33.1%

3 融資金額と償還期間シミュレーション

	A	B	B-A	C	C-A
	300 万、償還 3 年（現行）	300 万、償還 5 年	現行との差 額	500 万、償還 5 年	現行との差 額
利子補給	157,172	1,60,848	3,676	278,352	121,180
保証料補助	52,964	120,780	67,816	198,456	145,492

※ 4 件（過去 3 年間の緊急資金実行件数平均）実行された場合、年間の執行額を想定

4 過去 2 年間の執行状況

(1) 平成 30 年度

	予算額	執行額	うち緊急資金	予算残額
利子補給	9,400,000	7,967,084	203,311	1,432,916
保証料補助	3,430,000	2,433,138	61,131	996,862

(2) 平成 29 年度

	予算額	執行額	うち緊急資金	予算残額
利子補給	9,400,000	7,938,544	177,857	1,461,456
保証料補助	3,430,000	2,642,904	80,503	787,096

自治体名	平成30年度の具体的な実施内容										
	名称	比較期間	減少率	要件		資金使途 融資限度額	償還期間	据置期間	利率	利子補給	保証料
				その他							
武蔵野市	中小規模事業者事業資金 融資あっせん制度事業資金 または 金特別融資	3か月 または 1年	10%			運転・設備・併用 1,000万円	6年以内	6か月	1.9% (変動)	1.6%	全額
	中小規模事業者事業資金 融資あっせん制度小口零 細事業資金特別融資	3か月 または 1年	10%	・新たに申込み融資あっせん制度の保証を含 め、保証協会付けの保証付融資の合計残高が 1,250万円以下であること						1.7%	
三鷹市	不況対策緊急資金	3か月 または 1年	10%			運転 800万円	6年以内	12か月	1.975%	1.625%	全額
	特定不況対策緊急資金			・この融資を含めて、信用保証協会の保証付き 融資の合計残高が2,000万円以下 ・常時使用する従業員が20人（卸売業・小売 業・サービス業は5人）以下							
府中市	不況対策特別資金	3か月 または 1年	10%			運転 700万円	5年以内	12か月	1.80%	1.35%	なし
昭島市	昭島市緊急対策事業資金 融資あっせん制度	3か月 または 1年	3%			運転 500万円	5年以内	6か月	1.6%	1年目 1.6% 2年目以 降1.25%	全額又は一 部助成
町田市	町田市中小企業融資制度 (緊急資金)	3か月	5%			運転・設 備・併用 500万円	5年以内	6か月	1.75%	1.5%	なし
小金井市	小口事業資金融資あっせ ん制度緊急資金(経営安 定安定化緊急資金)	3か月 または 1年	3%			運転 300万円	3年以内	6か月	1.975% (変動)	1.475%	最大1/2助成
小平市	小口事業資金・小口零細 企業資金融資あっせん制 度 緊急運転資金	3か月 または 1年	10%			運転 300万円	3年以内	6か月	全部保 証利 率: 1.66% 責任共 有利 率: 1.86%	全部保 証利 率: 1.16% 責任共 有利 率: 1.30%	※
日野市	中小企業事業資金融資 あっせん制度緊急資金			・為替相場の変動、使用資材の高騰等経済社会 情勢の変化により緊急に必要とする資金		運転 350万円	3年以内	6か月以 内	長期プ ライム レート -0.3%	1.5%以 内	1/2助成
東村山市	小口事業資金特別融資制 度(不況対策特別資金)			・中小企業保険法第2条第5項第5号(セーフ ティネット保証制度)に規定する特定中小企業 者として、市長の認定を有すること		運転・設 備・併用 500万円	5年以内	6か月	1.725%	最初の 1年間 は全額 補助、 以後は 1/2	1/2助成(上 限10万円)
国立市	緊急事業資金			・緊急に資金を必要とする者であること		運転 300万円	3年以内	2か月	2.1%	1.0%	1/2助成
	緊急事業資金 (小口零細)			・従業員の給与支払い、手形決済など緊急に資 金が必要となったとき					1.9%		
東大和市	東大和市小口事業資金融 資あっせん制度(不況対 策特別運転資金)	3か月 または 1年	10%			運転 300万円	5年以内	6か月	1.9%	0.95%	1/3助成
東久留米市	東久留米市中小企業資金 融資制度(経営安定化資 金)	3か月 または 1年	10%			運転 500万円	5年以内	1年	1.875%	1.2%	1/2助成(上 限25,000 円)
	東久留米市小口零細企業 資金融資制度(経営安定 化資金)	3か月 または 1年	10%			運転 300万円		6か月			
武蔵村山市	小口事業資金あっせん制 度(緊急特別運転資金)	3か月 または 1年	10%			運転資金 500万円	5年以内	6か月	1.5%	支払利 子額の 1/2	全額
稲城市	小口事業資金融資あっせ ん制度緊急運転資金	3か月 または 1年	10%			運転 400万円	5年以内	6か月	1.975%	1.678%	2/3助成

※小平市の保証料補助額
信用保証料 保証料補助
~35千円 10/10
~70千円 1/2
~105千円 1/3
~140千円 1/4

セーフティネット保証5号について

1 制度目的

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、その事業資金を供給し、もって中小企業者の事業発展に資することを目的とする。

2 申込人資格要件

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者

3 指定業種数（平成30年度・令和元年度）

平成30年 4月1日～平成30年 6月30日・・・179業種指定で運用
 平成30年 7月1日～平成30年 9月30日・・・193業種指定で運用
 平成30年10月1日～平成30年12月31日・・・167業種指定で運用
 平成31年 1月1日～平成30年 3月31日・・・207業種指定で運用
 平成31年 4月1日～ 令和元年 6月30日・・・153業種指定で運用
 令和元年 7月1日～ 令和元年 9月30日・・・219業種指定で運用
 令和元年10月1日～ 令和元年12月31日・・・213業種指定で運用

4 認定要件

(イ) 最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス5%以上

(ロ) 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できない。

5 保証割合

80%

6 保証限度額

1企業 2億8,000万円

{ 普通保証 2億円以内
 無担保保証 8,000万円以内

中小企業信用保険法第2条第5項第5号認定申請件数月別一覽

令和元年9月30日現在

(単位: 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成19年度	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	4	8	19
平成20年度	3	0	4	2	1	2	3	79	74	30	39	31	268
平成21年度	19	25	23	35	15	15	24	15	18	10	19	16	234
平成22年度	13	10	8	11	6	16	11	22	28	11	15	25	176
平成23年度	8	7	7	6	9	2	7	2	6	7	8	9	78
平成24年度	0	4	3	2	10	5	5	5	4	1	0	4	43
平成25年度	1	3	2	4	1	2	3	1	0	0	3	0	20
平成26年度	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
平成27年度	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	6
平成28年度	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
平成29年度	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	0